

公認審判員規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が主催又は認定する国内の公式競技会において、競技者の試技判定等を担当する公認審判員の認定、登録、昇級、審判技術等に関する事項を定めるものである。

第2条（種別、資格等）

- 1 公認審判員は、1級、2級、3級の3種に区分する。
- 2 各級の公認審判員の資格内容は次の各号に示すとおりとする。
 - (1) 1級公認審判員は、国内全ての公式競技会の陪審員、主審及び副審としての資格を有する。
 - (2) 2級公認審判員は、国内全ての公式競技会の主審及び副審及び全国規模の競技会以外の陪審員としての資格を有する。ただし、全国規模の競技会であっても、技術委員会の要請により、陪審員となることができる。
 - (3) 3級公認審判員は、全国規模の競技会における副審の資格及び全国規模の競技会以外の公式競技会における主審の資格を有する。
- 3 各級の公認審判員は、全国規模の公式競技会において、前項各号に定める陪審員、主審及び副審の他に、テクニカルコントローラー、検量、コスチュームチェック等の競技会の運営と進行に必要な役割を担当する。

第3条（申請基準、認定基準等）

- 1 1級公認審判員の申請基準は、2級公認審判員であって2年以上の審判実務経験を有し、且つ、10回以上の公式競技会において審判（陪審員を担当した場合も審判実務経験とみなす）を行い、優秀と認められることを要件とする。ただし、審判実務経験のうち原則として5回以上は全国規模の競技会であり、且つ、その中で少なくとも3回はパワーリフティング3種目の競技会であることを必要とする。尚、第5条に定める昇級試験当日の競技会は、申請基準に必要な審判実務履歴には含まれない。
- 2 前項に定める申請基準を満たす者は、1級公認審判員昇級試験に合格した場合に限り認定基準を満たすものとする。
- 3 2級公認審判員の申請基準は、3級公認審判員であって2年以上の審判実務経験を有し、且つ、8回以上の公式競技会において審判を行い、優秀と認められることを要件とする。ただし、審判実務経験のうち原則として少なくとも3回はパワーリフティング3種目の競技会であり、2回以上の主審経験を有していることを必要とする。尚、第5条に定める昇級試験当日の競技会は、申請基準に必要な審判実務履歴には含まれないものとする。
- 4 前項に定める申請基準を満たす者は、2級公認審判員昇級試験に合格した場合に限り認定基準を満たすものとする。
- 5 3級公認審判員については、3級公認審判員試験に合格した場合に限り認定されるものとする。

第4条（3級公認審判員試験）

- 1 3級公認審判員の受験資格は次のとおりとする。
 - (1) 3級公認審判員は、本協会の定款、各種規程、競技規則、ガイドライン等を修得し、パワーリフティング競技（以下「本競技」とする）の普及、発展のために貢献する熱意のある者。
 - (2) 年齢20歳以上（カレンダーイヤー）で、本競技歴3年以上又はウェイトトレーニングの経験（パワーリフティング3種目の実践経験があること）が4年以上である者。ただし、全日本学生パワーリフティング連盟に所属する受験者については、20歳以上で、本競技歴又はウェイトトレーニングの経験は2年とする。
- 2 3級公認審判員試験の実施に際しては、本協会の技術委員会が承認する審判講習会の同時開催を必須とする。当該審判講習会は、加盟団体規程第2条第1号に規定する都道府県パワーリフティング協会又は傘下の郡市町村パワーリフティング協会（以下、一括して「都道府県協会」という）が主催する。ただし、郡市町村パワーリフティング協会が審判講習会を主催する場合は、所属する都道府県パワーリフティング協会が後援又は共催とする。
- 3 審判講習会及び3級公認審判員試験の実施等に関する細則は別途定める。

第5条（1級公認審判員及び2級公認審判員の昇級試験）

- 1 1級公認審判員及び2級公認審判員昇級試験の受験資格は次のとおりとする。
 - (1) 第3条第1項又は第3項に定める申請基準を満たした者。
 - (2) 1級公認審判員及び2級公認審判員の資格取得後、全国規模の競技会及びブロック競技会において、本競技の普及、発展のために活動し貢献する熱意があり、申請の段階でその旨の誓約書に署名をした者。
- 2 1級公認審判員昇級試験の実施については、全国規模の競技会（パワーリフティング競技の一般、ジュニア、サブジュニア、マスターズ、クラシック）での審判実技試験とし、2級公認審判員昇級試験の実施については、20名以上の選手が出場するパワーリフティング競技会での審判実技試験とする。
- 3 前項の各競技会において昇級試験が実施される場合、競技会を主管する都道府県協会が所属するブロック（第17条第1項に規定する）において、試験官の手配を行う。ただし、ブロック技術委員会は、事前に本協会技術委員会に試験官候補者の氏名を報告し、承認を得なければならない。
- 4 1級公認審判員及び2級公認審判員昇級試験の実施等に関する細則は、適正行動の内容及び合否条件を含めて別途定める。

第6条（昇級申請手続き）

- 1 3級公認審判員から2級公認審判員への昇級を申請する場合及び2級公認審判員から1級公認審判員への昇級を申請する場合、ホームページにおいて公開されている本協会所定の申込みフォームから又は公認審判員昇級申請書に必要事項を記入して、本協会技術委員会に提出しなければならない。尚、昇級申請者は、本協会技術委員会へ提出した後、速やかに所属する都道府県協会に申請した内容を報告しなければならない。当該報告を受けた地方協会は、その申請内容に疑義がある場合、申請者及び本協会技術委員会

に、その旨連絡するとともに、申請者及び本協会技術委員会に適切な対応を求めることができる。

- 2 1級公認審判員及び2級公認審判員への昇級申請手続きの受付は随時とし、正式受理された場合、その後の昇級受験資格者とする。尚、申請手続きの締め切り日は、受験を希望する競技会の初日から起算し、2ヶ月前の同日とする。
- 3 いかなる場合も、1階級を越えた昇級を申請することはできない。

第7条（認定手続き）

- 1 1級公認審判員及び2級公認審判員は、第3条第1項の規定に基づく申請基準を満たし、本協会技術委員会が受験資格を認定し且つ第5条の試験に合格した上で、登録手続きを完了した者が認定される。
- 2 3級公認審判員は、第4条第1項の規定に基づく受験資格を有し且つ同条第2項の試験に合格した上で、登録手続きを完了した者が認定される。
- 3 1月1日～3月31日の間に、前項の規定により1級公認審判員又は2級公認審判員の昇級について登録手続きが完了した場合に限り、又、3級公認審判員資格を新規取得して、認定登録手続きを期限内に完了した場合に限り、当該年度の残余期間及び翌年度の登録を完了したものとみなすことができる。
- 4 認定された公認審判員は、都道府県協会を通じて、第10条に定める認定料を本協会に納付しなければならない。
- 5 各級の公認審判員としての認定日は、各級それぞれの試験の合格日とする。
- 6 本協会は、審判講習会又は昇級試験を実施した都道府県協会からの入金を確認次第、本協会技術委員会に公認審判員の氏名とともに、その旨の連絡を行い、本協会技術委員会は、認定完了後、認定した公認審判員に認定証を交付して通知するとともに、所属する都道府県協会及び本協会事務局に認定した公認審判員の氏名等を通知しなければならない。

第8条（不登録事由）

- 1 前条の規定においては、次の各号のいずれかに該当する場合、審判登録することはできない。
 - (1) 過去に本協会の除名処分、永久停止処分を受けている場合
 - (2) 3級公認審判員の認定の時点、1級公認審判員及び2級公認審判員の昇級申請の時点で、処分の検討対象になっている場合
 - (3) 前各号の他、理事会において審判としての登録を認めることができないと判断された場合
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会において処分の解除又は資格の復活等が認められた者は、審判登録をすることができる。この審判登録に際して、他の規程において必要な手続き条件が定められている場合は、これに従わなければならない。

第9条（受験料）

- 1 公認審判員試験の受験料は次のとおりとし、受験希望者は、各級の試験の開催要項により指定された期間内に、審判講習会を主催する都道府県協会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより納付しなければならない。

- (1) 1級公認審判員 10,000円
 - (2) 2級公認審判員 6,000円
 - (3) 3級公認審判員 10,000円 (ルールブック代、講習会受講料を含む)
- 2 一旦納入された前項の受験料は、受験希望者側にいかなる理由があっても返却されないものとする。ただし、本協会技術委員会又は都道府県協会の都合により、審判講習会の受講ができず、3級公認審判員試験を受験できなかった場合、又、希望受験地での昇級試験を実施できなかった場合は、指定された期間経過後6か月間を猶予期間として、受験希望者からの申し出があれば、返却に応じるものとする。尚、この猶予期間を経過した場合は、受験料の返却には一切応じない。
 - 3 第6条第1項の規定に基づいて昇級申請手続きがなされても、前項の規定により指定された期間内に受験料が納付されない場合、当該昇級申請手続きはなかったものとする。
 - 4 第1項に規定する受験料の半額は、主催する都道府県協会への交付金とする。

第10条 (認定料)

- 1 公認審判員の認定料は次のとおりとし、認定を受けた公認審判員は第7条の規定に基づく認定後、指定された期間内に審判講習会又は昇級試験を実施した都道府県協会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより納付しなければならない。
 - (1) 1級公認審判員 10,000円
 - (2) 2級公認審判員 6,000円
 - (3) 3級公認審判員 4,000円
- 2 前項に規定する認定料の半額は、審判講習会又は昇級試験を実施した都道府県協会への交付金とする。
- 3 第1項において規定する期間内に認定料の納入がない場合、認定されないものとする。

第11条 (登録)

- 1 公認審判員の年度登録料は次のとおりとし、毎年度、指定された期間内に本協会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより納付しなければならない。
 - (1) 国際審判員 12,000円
 - (2) 1級公認審判員 10,000円
 - (3) 2級公認審判員 6,000円
 - (4) 3級公認審判員 4,000円
- 2 国際審判員の有資格者は、前項第1号及び第2号の登録料を重複して納付する必要はない。第1号の登録料のみでよいこととする。
- 3 第1項に規定する登録料の半額は、第12条に規定する登録先都道府県協会への交付金とする。
- 4 登録料を納付した公認審判員には、公認審判員証を交付する。
- 5 都道府県協会は、登録された所属の公認審判員名簿を作成し、適正に管理、保管するとともに、第17条第1項に規定するブロック技術委員会からの求めがあれば、これを提供する。

第12条 (登録先)

公認審判員は、次号のいずれかに該当する都道府県協会を登録先とする。ただし、複

数の都道府県協会を登録先とすることはできない。

- (1) ジム、クラブ、同好会等の団体に所属する者は、その所在地のある都道府県協会を登録先とする。
- (2) 所属する特定の団体がない者は、在住地、通学先又は勤務先のある都道府県協会を登録先とする。
- (3) 全日本学生連盟の加盟団体に所属する者は、**在住地又は通学先のある都道府県協会を登録先とする。**

第13条（登録先の特例）

- 1 都道府県協会が未組織の場合又は都道府県協会において登録事務手続きができない状態の場合、登録料は、管轄ブロックのブロック長が所属する都道府県協会に納付するものとする。この場合、当該都道府県協会を登録先とする。
- 2 前項において、ブロック長が未確定の場合、年度において最初に審判協力又は役員協力するブロック単位の競技会を開催主管する都道府県協会を登録先とする。

第14条（国際審判員）

- 1 国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）によって認定される1級国際審判員及び2級国際審判員に関する国内の取り扱い事項は、**本協会技術委員会**が主管する。
- 2 国際審判員は、IPF国際審判員規程に基づいてその資格を取得するものとし、資格取得希望者がいる場合、所属する**都道府県協会**の理事会の承認の上で、**都道府県協会**が本協会への推薦手続きを取らなければならない。ただし、当該**都道府県協会**からの推薦が無い場合であっても、**本協会技術委員会**の審査と推薦に基づく本協会の理事会の承認により、推薦候補者となることができる。
- 3 **都道府県協会**からの推薦候補者は下記の条件を満たしていなければならない。
 - (1) **1級公認審判員又は2級公認審判員**であること
 - (2) 競技者又は役員として国際大会に**参加した経験のある者又は国際大会に積極的に参加する熱意を有する者**
 - (3) 人格、識見とも国際審判員としてふさわしい者であること
- 4 前項の各号に規定する基準を満たす候補者として本協会に推薦があった場合、**本協会技術委員会**が審査して適否を判断し、理事会において承認するものとする。
- 5 前項において承認された1級国際審判員又は2級国際審判員の推薦候補者に関するIPFへの申請手続きは、国際委員会が行う。
- 6 1級国際審判員及び2級国際審判員の更新手続きにおいては、国内の公認審判員の資格を有していることを条件とし、国際委員会が更新手続きを行う。

第15条（資格喪失）

- 1 公認審判員は、次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。
 - (1) 第9条第1項に規定する登録料の納付を怠ったとき
 - (2) 特別な理由がなく、2年以上審判の任に当たらなかったとき。ただし、公式競技会の役員を担当する場合、審判実務を行ったものとみなす。
 - (3) 正当な理由無く、本協会又はIPFが認定しない競技会において審判実務を行

ったとき

(4) その他、技術委員会が公認審判員として不相当と判断し、当該判断が理事会において承認された場合

(5) 競技者等に関する規程の他、I P F並びに本協会の方針及び他の規程等に違反した場合

2 国際審判員の資格停止又は資格喪失については、I P Fの規程に従うものとする。

第16条 (資格の回復)

1 前条第1項第1号又は第2号の規定により資格喪失となった場合、第2項に定める条件を満たすことにより、且つ、復帰する年度の登録料に加えて再認定料を納めることにより喪失した資格の回復ができるものとする。なお、再認定料は第9条第1項に規定する認定料と同額とする。

2 資格回復に必要な条件は次の各号のとおりとする。

(1) 1級公認審判員及び2級公認審判員については、登録料の未納期間が3年までを回復可能とする。ただし、未納期間が2年又は3年の場合は、パワーリフティング3種目競技の全日本選手権大会において、本協会技術委員会が定める講習及び実務試験を行ない、適格であると判断されることを必要とする。この場合、別途定める申請書を所属の都道府県協会を通じて、定められた期限内に本協会技術委員会に提出し、本協会技術委員会が指定する全日本選手権大会に参加しなければならない。

(2) 3級公認審判員については、登録料未納期間が2年までを回復可能とする。

(3) 前各号において、別途定める申請書に登録料と再認定料を添えて、所属の都道府県協会を通じて、所定の期限内に本協会技術委員会に提出しなければならない。尚、登録料と再認定料は、本協会の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

3 前項第1号及び第2号に定める期間を超えた場合、前項第3号の所定の期限内に提出がない場合は、資格の回復は認められない。又、一旦再認定により回復した場合、その後の資格喪失の回復は一切認められない。ただし、あらためて3級公認審判員試験に合格し、その資格を取得することは妨げない。

4 前条第1項第5号の規定に該当して審判資格を喪失した場合は、別途、競技者等に関する規程に基づく資格の復活手続きによらなければ、審判資格の回復は認められないものとする。

第17条 (ブロック技術委員会)

1 「加盟団体規程」第3条(地域区分)第2項に規定するブロックごとに、ブロック技術委員会を置く。ただし、北海道・東北ブロック及び九州ブロックの場合、その広域性に鑑み、必要により、北海道地区と東北地区、九州地区と沖縄地区に分けて、別途ブロック技術委員会を置くことができる。

2 前項のブロック技術委員会にはブロック技術委員長と若干名のブロック技術委員を置き、必要により、1名のブロック副技術委員長(以下、一括して「技術委員」という)を置くことができる。又、都道府県協会に、審判技術の向上と平準化を図ることを担当する審判技術委員を置く。

- 3 前項に規定する技術委員は、第1項の各ブロック及び地区（以下、一括して「ブロック」という）において、それぞれ所属する都道府県協会に置かれた技術委員との協議によりブロックとして推薦された公認審判員であって、本協会技術委員会が承認した上で、理事会の承認を受けなければならない。尚、ブロック技術委員長は、原則として国内1級公認審判員から推薦されるものとする。

第18条（ブロック技術委員会の役割）

- 1 ブロック技術委員会は、ブロック内で都道府県協会が主催する審判講習会及び3級公認審判員試験の実施を支援するとともに、第5条で定める1級公認審判員及び2級公認審判員の昇級試験を担当する。又、所属する公認審判員有資格者の名簿を本協会技術委員会と共有し管理する。
- 2 ブロック技術委員会は、前項の審判講習会、3級公認審判員試験の実施並びに1級公認審判員及び2級公認審判員の昇級試験の実施に関して、毎年度の初め、当該年度の実施計画として本協会技術委員会に提出するものとし、本協会技術委員会は、ブロック全体の実施計画を調整してまとめた上で、本協会の事業計画として理事会及び社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 全国のブロック技術委員会は、いずれかのブロックにおいてパワーリフティング3種目の全国規模の競技会が開催される場合、各ブロックに所属する公認審判員の審判技術向上と情報交換のために、都道府県協会に対して積極的な参加を依頼する。

第19条（本協会技術委員会とブロック技術委員会の関係）

- 1 本協会技術委員会は、委員会を構成する若干名の委員の内、少なくとも1名はブロック技術委員会を構成する技術委員の中から選任するものとする。
- 2 本協会技術委員会は、ブロック技術委員長の交流と情報交換のために、パワーリフティング3種目の全国規模の競技会が開催される際に、ブロック技術委員長会議を開催することができる。

第20条（公認審判員の活動費）

- 1 公認審判員が全国規模の競技会において、審判員、陪審員又は競技の運営スタッフとして活動する場合、当該全国規模の競技会を主管する都道府県協会が、日当を支払うものとし、金額等は細則において別途定める。
- 2 国際審判員が、海外で開催される国際大会に日本選手団の帯同審判員として派遣される場合、「国際大会日本選手団役員の派遣費支給基準」に規定する派遣費の金額に従うものとする。

第21条（審判活動の制約）

- 1 「競技者等に関する規程」第14条（審判員、パワー関係者等に対する処分内容）第2項で準用する同規程第10条第1項第3号の読み替え規定は、公認審判員が倫理委員会又はフェアプレイ委員会による処分の検討対象になっている場合、処分が決定するまでの期間にも適用する。
- 2 前項の公認審判員が国際審判員の資格を有している場合、前項と同様に国際大会における活動の制約を受けるものとする。

第22条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第23条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会にて決議する。ただし、第9条の受験料、第10条の認定料及び第11条の登録料の改定は理事会で審議し、社員総会にて決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は平成26年1月1日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この規程は平成26年2月22日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この規程は平成26年6月7日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この規程は平成27年2月28日に改訂し、同年3月1日から施行する。
- 6 この規程は平成30年7月21日に改訂し、同日から施行する。
- 7 この規程は平成30年11月7日に改訂し、同年7月21日に遡って施行する。